

第6 一時保護改革に向けた取組

1 現行計画の達成見込み・要因分析等

- ・ 本県においては、2か所の児童相談所のうち、中央児童相談所に一時保護施設（定員 22 名、男女各 11 名、以下「一時保護所」という。）を併設のうえ、全県域を対象に緊急保護、短期入所指導、行動観察を目的とした一時保護を行っています。
- ・ 近年増加傾向にある児童虐待対応が後手に回ること、こどもの生命に危険が及ぶ可能性もあることから、こどもの安全確保を最優先に、保護者やこどもの同意がなくても、時間帯を問わず躊躇なくこどもを緊急保護することがあります。その場合、家庭や地域社会など住み慣れた養育環境等から一時的に離すものであり、こどもにとっては急な環境変化により精神的にも大きな不安が伴います。
- ・ また、短期間の心理療法、生活指導等が必要と判断したこどもに対して行う短期入所指導を目的とした一時保護や、こどもの具体的な援助方針を定めるために必要な行動観察等のアセスメントを含む一時保護など、児童相談所における一時保護の必要性及び重要性は増しています。
- ・ 一方で、一時保護が立て続くことで定員に達した場合、緊急保護に対応できないこと等があるため、児童相談所の一時保護所のみが有する機能や専門性が必要時に十分に発揮されるよう、児童養護施設などの委託一時保護先となる関係機関や一時保護専用施設との連携強化を進めてきました。
- ・ 以上を踏まえ、現行計画では、「児童養護施設等の一時保護専用施設数」を目標指標に設定しましたが、(図表6-1)のとおりに、R6 目標を達成する見込みです。
- ・ 要因としては、児童養護施設等における多機能化・機能転換に向けた取組成果の一環であり、また、一時保護を必要とするこどもの支援にあたって、一時保護所と一時保護専用施設との円滑な連携による業務分担ができたことによるものです。

(図表6-1) 現行計画の達成見込

項目	R4	R5	R6見込(目標)	
児童養護施設等の一時保護専用施設数	2か所	3か所	4か所 (3か所)	達成見込

(出典) 大分県こども・家庭支援課調べ

2 地域の現状

- ・ 本県では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和 23 年厚生省令第 63 号)に基づき、一時保護所に必要な職員配置及び設備整備を行っており、その充実も図ってきました。人員面では、こどもの支援に直接携わる児童指導員のほか、学習支援を行う複数の教職員(出向)、衛生面や感染症対策を行う保健師や看護師、こどもの心理面接を行う児童心理司などを配置しており、設備面では、

激しく感情的になったこどもの気持ちを落ち着かせるためのヒーリングルームや成長期にあるこどもの健全な育成のため屋内外に運動場を備えています。

- ・ また、一時保護されたこどもの権利擁護のため、平成24年度から、入所後直ちにこどもに個別に権利ノートの説明を行い手交付するとともに、一時保護所内外に意見箱を設置して、こどもの意見表明を支援する取組を行っています。加えて、令和2年度より国の「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」の採択を受け、一時保護所においても、国立大学法人大分大学（権利擁護教育研究センター）に業務を委託のうえ、意見表明等支援事業などの取組を推進しています。
- ・ 一方で、建物の間取り上、一時保護されたこどもが2人部屋への入室を余儀なくされるなど、こどもの年齢や主訴（入所理由）によっては、その支援に支障を及ぼす可能性も考えられます。
- ・ そのような中、令和4年改正児童福祉法を踏まえ、国において「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（令和6年内閣府令第27号、以下「府令」という。）及び「一時保護ガイドライン」（令和6年3月30日付けこ支庁第165号こども家庭庁支援局長通知、以下「ガイドライン」という。）が示されました。
- ・ 府令では、小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者の居室定員を1人とすることや、児童おおむね10人に対して1人以上の心理療法担当職員を配置しなければならないなど、こどもに対して一時保護所の設備・運用面でよりきめ細かな対応を行うべく基準が示されました。本県では、府令に基づき、令和6年度に「一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定しました。
- ・ 本県では、府令を踏まえ、令和6年度から一時保護所の改修工事を計画しています。具体的には、男女ともに個室を4室追加し7室とするほか、現在の2人部屋を改修し個室利用するなどして、こどもができる限り良好な家庭的環境において安全かつ安心して過ごすことができるよう環境整備を進める予定です。また、満床時の狭隘化が課題であったプレイルームの増床に加え、新たに夜間等緊急受入時や感染症隔離用の居室を設置する予定です。当該改修工事は令和7年度中の竣工を予定しており、一時保護所の設備面でより一層の機能強化を図ります。
- ・ ガイドラインでは、令和4年改正児童福祉法により義務化された意見聴取等措置によるこどもの意見等把握のほか、外出、通信、面会、行動等の制限を行う場合のこどもに対する十分な説明・納得が得られる機会の確保、服装や髪型などを含む生活上のルールがこどもの安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものか定期的に点検・見直しを行うことなどが示されました。さらに、家庭養育優先原則に基づき、乳幼児については未委託里親等への委託一時保護の活用を検討することや、できる限り原籍校への通学が可能となるよう一時保護の場の地域分散化等を進めることなどが示されました。
- ・ 本県では、ガイドラインを踏まえ、児童相談所や一時保護所の職員が参画する「一時保護所運営委員会」を令和6年度に立ち上げ、「一時保護所運営マニュアル」を改訂することとしています。具体的には、私物の持込みを禁止している入所時のルールの見直しや、こどもが参画する「こども会議」を

開催し、こどもたちと一時保護所における生活上のルールについて議論し、必要に応じて見直すこととしています。

- ・ こどもアンケートによると、一時保護所での生活でよかったことについて、「生活がよかった（早寝、早起きなど）」が8.3%、「安心できた」が7.9%である一方、生活をもっとよくするためにしてほしいこととして、「自由な時間を増やしてほしい」が16.5%、「自由に外で遊びたい」が13.2%、「ひとつだけでもいいので、自分が大切にしている物（私物）を持っていきたい」が12.4%など、生活上のルールや入所時のルールに関する改善希望が窺えました。
- ・ こどもヒアリングにおいても、「（服装、髪型、早朝ランニング、外遊び、就寝や入浴時間など）全体的にルールが多く自由度がない」といった声が多くありました。引き続き、こどもの意見を十分把握し、内容を検討したうえで、こどもが安心・安全に過ごすことができるよう一時保護所の環境改善に努めていくことが重要です。
- ・ 本県では、令和5年10月に一時保護所において第三者評価を実施しましたが、援助指針に沿った個別ケアやこどもが自主的に活動する中での行動観察の実施の徹底などについて、重点的に改善が求められる事項となっています。当該評価結果を真摯に受け止め、一時保護所のより一層の適切な運営に向けて取組んでいきます。
- ・ また、本県では、緊急時の乳幼児の（委託）一時保護先について、従前では県内1か所の乳児院が主にその役割を担ってきましたが、家庭養育への転換を目的に、令和3年7月より、日本財団の協力のもと、個々の里親と年間契約を締結のうえ乳幼児の一時保護等における「常時委託可能」な里親を登録する仕組み（乳幼児短期緊急里親事業）を実施しています。
- ・ 当該取組について、令和6年度は6組の里親と契約を締結しています。特に、休日・夜間など緊急保護が必要な乳幼児ケースは乳児院に一時保護等を行ってきましたが、居住地によっては長距離移動にならざるを得ない状況にあったため、当該取組によって、緊急保護時に家庭生活の連続性を踏まえて地域での里親委託が可能になるなど、家庭養育優先原則に基づいたケース対応が可能となります。

（1）資源の必要量等

- ・ 一時保護所の定員数については、現在の整備・取組状況等の維持を資源の必要量等とします。
- ・ 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設の確保数については、一時保護専用施設は5か所（各定員6名、計30名）を、全ての里親・ファミリーホーム、児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、福祉型障害児入所施設、（宿泊機能がある）児童家庭支援センター）で委託一時保護が実施可能であることを資源の必要量等とします。
- ・ 一時保護所職員に対する研修の実施回数、受講者数については、全ての一時保護所職員を対象に年1回以上の実施を資源の必要量等とします。

- ・ 第三者評価を実施している一時保護所数については、1か所を資源の必要量等とします。

(2) 現在の整備・取組状況等

- ・ 一時保護所の定員数については、22名（男女各11名）です。
- ・ 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設の確保数について、一時保護専用施設は4か所（各定員6名、計24名）、全ての里親・ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、福祉型障害児入所施設、（宿泊機能がある）児童家庭支援センターで委託一時保護が実施可能です。
- ・ 一時保護所職員に対する研修の実施回数、受講者数について、令和5年度は5回、延べ44名が受講しています。
- ・ 第三者評価を実施している一時保護所数について、令和5年度に1か所実施しています。

(3) 整備すべき見込量等

- ・ 一時保護所の定員数については、現在の整備・取組状況等の維持が整備すべき見込量等となります。
- ・ 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設の確保数について、一時保護専用施設は1か所（定員6名）が、委託一時保護は全ての施設等で実施可能であることが整備すべき見込量等となります。
- ・ 一時保護所職員に対する研修の実施回数、受講者数及び第三者評価を実施している一時保護所数については、現在の整備・取組状況等の継続が整備すべき見込量等となります。

3 整備・取組方針等

- ・ 一時保護所について、緊急保護の場合は、必要な社会調査や家庭環境調整が終わり、かつ安全・安心が確実に確保されるこどもを、また、短期入所指導や行動観察を目的とする場合は、必要なケアが十分に行われ、アセスメントが完了して今後の具体的な方向性が決まった段階のこどもを、できるだけ早期に開放的な環境となる委託一時保護に切り替えることで、より専門的な支援が必要となるこどもの利用を進めます。
- ・ なお、委託一時保護を積極的に推進するためには、受入れ先となる施設等の理解・協力が必要です。近年の委託一時保護こども数の増加等を鑑み、支弁される措置費単価の充実について、引き続き、国に要望していきます。
- ・ 一時保護所の改修工事により個室ケア環境が充実することで、より多くのこどもが入所可能となるため、引き続き、一時保護所職員の配置拡充を図るとともに、市町村職員との人事交流（保育士等）による配置も検討します。
- ・ 行動観察表の作成にあたっては、一時保護所内で観察会議を開催し、こどもの変化や支援に有効な

方法等を議論するなどして、組織対応力の強化を図ります。

- ・ 一時保護所と一時保護専用施設との連絡会（令和5年度開始）を継続開催することで、それぞれの支援の現状や課題等について情報共有を図るとともに、具体的な支援事例等について横展開を検討するなどして、各機関の支援技術の向上を図ります。
- ・ 「一時保護所運営マニュアル」を適宜改訂のうえ、居室、浴室、便所等はジェンダーアイデンティティ³²に配慮するなど設備・環境面での見直しを進めるとともに、良好な衛生管理面の維持や、運営委員会やこども会議の場を活用し、生活上のルールの目的や必要性等をこどもが理解し納得できるよう議論の深化に努めます。
- ・ 一時保護専用施設については、地域での委託一時保護の状況等を勘案し、新規開設の必要性が判断できれば、対象機関等に対して設備面等での支援を実施します。また、新たに里親登録を希望する家庭等に対して、委託一時保護の必要性や受託の可能性等について十分な説明を行い、休日・夜間など緊急時等に一時保護受入可能な里親家庭の確保に努め、できる限り原籍校への通学が可能となるよう一時保護の場の地域分散化等に取り組めます。
- ・ また、一時保護専用施設には、「一時保護実施特別加算費実施要綱」（令和6年3月21日付けこ支虐第83号こども家庭庁支援局長通知）に基づき、専任職員2名及び管理宿直等職員が配置されていますが、原籍校に通学できないこどもに対する学習支援やこどもの送迎時等にその体制が脆弱になるなど課題が生じているため、職員配置基準の改善について、国に要望していきます。あわせて、家庭養育優先原則に基づき、一時保護専用施設においても個室ケアの充実を図るため、施設整備等に係る財政支援の充実について、国に要望していきます。
- ・ 一時保護所職員に対する研修については、府令やガイドラインの理解促進に加え、日々のアセスメント技術の向上とその結果としての的確な行動観察表の作成など、OJTや観察会議等を活用し、職員の業務遂行力の向上に努めます。
- ・ 第三者評価については、ガイドラインに基づき、一時保護所においておおむね3年に1回実施することとし、指摘事項を児童相談所も含めた関係職員全員で共有のうえ、改善に向けた検討を行います。
- ・ 乳幼児短期緊急里親事業については、令和7年度までの実施予定ですが、一時保護先として、「常時委託可能」な里親登録を継続するためには、全国展開に向けた国による制度化を要望するとともに、安定的な委託体制を維持するための乳幼児短期緊急里親への支援（「常時委託可能」の運用研究）など、事業実施で得られた課題の検証等が必要です。

³² 性自認のこと。自分の性別をどう認識しているかを表す概念。生まれ持った身体的性別と一致する場合も、そうでない場合もある。また、男性・女性だけでなくその両方に該当する場合も、どちらも該当しない場合もある。

4 評価のための指標

項目		現在の整備・取組 状況等【基準値】		資源の必要量 等【目標値】	整備すべき見込量等 (下段:定量的な整備目標)				
		R5	R6見込		R7	R8	R9	R10	R11
一時保護所の定員数	定員数(人)	22	22	22	—				
					—	—	—	—	—
一時保護専用施設や委託 一時保護が可能な里親・ ファミリーホーム、児童福祉 施設※の確保数 ※全ての乳児院、児童養護施 設、児童自立支援施設、児童心 理治療施設、母子生活支援施 設、福祉型障害児入所施設、(宿 泊機能がある)児童家庭支援セ ンター	一時保護専用 施設(か所)	3	4	5	1				
	里親数(組)	218	230	280	—	—	1	—	—
					50				
	ファミリーホー ム数(か所)	13	13	18	10	10	10	10	10
					5				
	児童福祉施設 数(か所)	22	22	23	1	1	1	1	1
					—	—	1	—	—
一時保護所職員に対する研 修の実施回数、受講者数 (割合:実受講者数÷一時 保護所職員数)	実施回数(回)	5	5	5	—				
	受講者数(延 人)	44	44	44	—	—	—	—	—
					—	—	—	—	—
第三者評価を実施している 一時保護所数 (割合分母:管内の全一時保護施 設数)	受講割合(%)	100	100	100	—				
	施設数(か所)	1	—	1 (おおむね3年毎)	1				
					—	1	—	—	1
一時保護所	割合(%)	100	—	100	(評価のための指標) 100%				
	平均入所日数 (日)	14.2	—	—	(評価のための指標) 対前年度比維持又は減				
一時保護所	平均入所率 (%)	64.2	—	—	(評価のための指標) 100%以下				

※各項目、年度末時点